

保護者各位

令和2年5月22日
(2020年)

きりん夜間愛育園

緊急事態宣言解除後の保育所等における対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、御理解・御協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、大阪府に発令されていまして国の緊急事態宣言は5月21日(木)に解除されましたが、保育所等については5月31日までの間は現在の対応を継続します。また、6月1日(月)以降については下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、国・府の動向を踏まえ、必要に応じて変更が生じる場合があります。何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- ①引き続き開園。できる限り登園の自粛をお願いします。
- ②6月1日(月)から6月14日(日)までの期間においても、家庭での保育が可能な場合は、できる限りで家庭保育の協力をお願いします。
- ③6月15日(月)から通常保育とする予定です。

園においては感染拡大防止に努めてまいりますが、「3密」の環境は避けられない状況にあります。感染リスク軽減のため、産育休明けの保護者におかれましては、6月以降の慣らし保育に御協力くださいますようお願いいたします。

また、現時点において、保育所等へ登園しなかった場合の保育料の減額については6月14日までが対象となります。

- ※ 登園前にお子さまやご家族の体温を計測し、37.5度以上の発熱がある、または、呼吸器症状がある場合は、登園や送迎はできません。
- ※ お子さまやご家族が、発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園や送迎はできません。
- ※ 朝と夜に体温測定を行い、「健康観察カード」にご記入ください。「健康観察カード」は毎日園にご持参ください。
- ※ 登園される際は、マスクの着用をお願いします。